

様式第4号（第6条関係）

砺波市指令市生第1312号

住 所 高岡市福岡町本領 1053 番地 1

氏 名 株式会社HARITA

代表取締役 張田 真 殿

## 一般廃棄物処理業許可証

令和8年3月2日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、砺波市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条の規定により、次のとおり許可する。

令和8年3月2日

砺波市長 夏 野



- 1 一般廃棄物処理業等の種類 一般廃棄物（可燃物・不燃物及び流木）の収集・運搬
- 2 期 間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
- 3 取扱料金 砺波圏清掃センター廃棄物の適正処分に関する条例第8条、第9条の規定に基づく。
- 4 条 件 (1) 収集・運搬及び処分できる一般廃棄物は、上記一般廃棄物とする。  
(2) 作業区域は砺波市内とし、収集した一般廃棄物はクリーンセンターとなみに搬入するか、自社において処分するものとする。  
(3) 関係法規等に違反しないこと。  
(4) 上記に違反があったときは、ただちに許可を取り消すものとする。  
(5) 収集契約事業所及び処分について変更があった場合には、速やかに届出すること。  
(6) 毎月その取扱い状況を一般廃棄物処理状況報告書（様式第6号）により報告すること。

複写無効